

答申第33号（諮問第42号）

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成22年1月1日から平成22年9月30日までの〇〇〇〇に係る調査・面接記録及び取扱経過記録等」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成22年11月29日付けで行った部分開示決定のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年10月1日付けで「平成22年1月1日より平成22年9月30日までの〇〇〇〇に係る児童記録票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成22年11月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成23年2月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年3月16日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年4月15日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年5月13日、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年6月3日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

- (1) 申立人と実施機関との間で行われた、話し合いや電話に関する記録は条例第17条

- 第2号に該当しない。
- (2) 平成22年7月5日の記録など、申立人が子どもとの面会を認められていた当時の面会内容については秘匿性がなく、面会通信制限が行われていなかった時期の記録は開示されるべきである。
- (3) 実施機関職員の記載は評価や主観を交えたもので表現が妥当でないが、訂正を求めるには開示を受ける必要がある。
- (4) 子どもが施設で安心して過ごす事が必要と考え、養育や治療は施設に任せており、申立人は子どもとは暮らしていない。子どもに関与できない申立人に個人情報を開示しても、子どもの治療に影響はないはずであり、条例第17条第2号に該当しない。
- (5) 平成22年7月5日の○○児童相談所での面接の記録が無く、面会記録に抜け落ちている部分が他に存在しないか精査を求める。

また、申立人と実施機関との間で行われた話し合いの記録について、実施機関は全部開示したというが、審査会が直接確認して欲しい。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件不開示理由について

本件開示請求は児童を本人としており、本人が未成年者であることから、第15条第2項の規定に基づき、本人の親権者である申立人が法定代理人として行ったものである。

原処分を行うにあたって、実施機関は以下の事実を考慮した。

ア 本件開示請求の本人である児童（以下「児童A」という。）は家庭において○○○○○○○○ため、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。）第6条に基づいて、警察から実施機関である○○児童相談所に対し通告が行われた。

イ 児童Aの福祉を図るため、実施機関は医療機関と連携し、児童Aの家庭への介入を行った。

ウ 児童Aが再び○○○○○○○○から、実施機関は児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条第2項に基づき、児童Aを家庭と分離し、医療機関に一時保護委託した。

申立人ら父母による養育・監護は児童Aの福祉を著しく害し、児童Aを家庭に戻した場合、児童Aが再び○○○○○○○○は非常に高い。

エ 児童Aの保護と治療のため、実施機関は児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、平成22年9月1日から現在まで、児童Aを○○○○○○○○○施設に入所させている。

オ 児童Aの養育・監護が不適切であることを理由に、実施機関は児童虐待防止法第12条第1項に基づき、平成22年9月10日から現在まで、申立人とその妻に対し児童Aとの面会及び通信を制限している。

カ 申立人は上記の面会通信制限について行政不服審査法上の不服申立てを行った。

以上のように、児童Aは児童虐待によって強い○○○○○○○○○○○○○非常に○○○であり、児童虐待を行った保護者である申立人の影響を排した上で○○○○治療を受けている。児童Aの福祉の観点に立ち、児童虐待を行った保護者である申出人に開示することで児童Aの治療を妨げるおそれがある保有個人情報について、条例第17条第2号に該当するため不開示と判断した。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象文書である児童相談記録票は児童の福祉を図る目的で作成されるもので、調査・面接記録、諸会議録、報告書、発受した通知文等の写し、処理内容等の概要を取り扱順に記載した取扱経過記録のほか、担当者が作成・収集した資料等で構成されている。申立人は調査・面接記録部分に抜け落ちているものがあると主張するが、実施機関が行った面接の内容は必要に応じて記録化されており、その全てについて調査・面接記録が作成されているわけではない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

ア 条例第17条第2号について

条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。本件対象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である申立人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

そこで、本件対象文書である児童相談記録票について検討したところ、これに含まれる個人情報のうち、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保

③ 本件対象文書中の通知文等について

本件対象文書に含まれる実施機関が発受した通知文等のうち別表③欄に示したものについては、施設入所に係る一般的な事務手続に関する依頼文や通知文及び添付書類であり、これらを開示しても児童Aの権利利益を害するおそれは認められず、開示すべきである。

ウ 申立人のその他の主張について

① 申立人は、面会通信制限により児童Aに関与できないことを理由に、申立人に個人情報を開示しても児童Aの治療に影響はないはずであり、条例第17条第2号に該当しないと主張している。

しかし、児童の保護業務は児童虐待防止法第4条第1項に基づき、親子の再統合の促進に配慮して行われるものである。現時点で申立人が児童Aに接触できないからといって、将来的に親子の再統合が想定される以上、今後児童Aの権利利益が害されるおそれを否定することはできないから、申立人の主張は認められない。

② また、申立人は、面会通信制限が行われていなかった時期の児童Aとの面会記録については、面会を許されていたのであるから条例第17条第2号に該当しない旨を主張する。しかし、文書の作成時点の状況は開示不開示の判断に影響するものではない。

したがって、申立人の主張は採用できないから、上記アで述べたとおり、申立人に児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を開示することは妥当でない。

③ なお、申立人は平成22年7月5日の〇〇児童相談所での面接の記録がない旨の主張をしているので、本件対象文書中の該当する記載について見分したところ、同日分の面接については同席した児童福祉司によって報告書が作成されており、その全部が条例第17条第2号に定める不開示情報であることを確認した。実施機関によれば、行った面接の内容は必要に応じて記録化しており、全ての面接について記録化するものではないとのことであり、上記の例についても実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。

④ 申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

儀野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 3月16日	諮問を受ける（諮問第42号）
平成23年 4月15日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年 5月13日	申立人から意見書を受理
平成23年 6月 3日	審議及び実施機関からの意見聴取
平成23年 7月15日	審議
平成23年 8月 5日	審議
平成23年 9月14日	審議
平成23年10月20日	審議
平成23年11月25日	審議
平成23年12月21日	審議
平成23年12月22日	答申

別表

	個人情報の種別	開示すべき部分
①	「取扱経過記録」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの。	18 ページ4－8行目 19 ページ24－27行目 35 ページ4－5行目 37 ページ7－13行目 44 ページ6行目 46 ページ4－8行目 67 ページ4行目 69 ページ4行目 72 ページ20行目 75 ページ4行目 76 ページ24行目 77 ページ4行目 91 ページ25行目 95 ページ11-12、17行目 100 ページ19行目 104 ページ3行目 106 ページ14行目 109 ページ22-23行目 110 ページ15-16行目 112 ページ19行目 113 ページ20行目 116 ページ4、14-24行目 117 ページ21-22行目 119 ページ15-19、21-22、28行目 120 ページ18-23行目 121 ページ26-27行目 122 ページ3行目

①	<p>「取扱経過記録」のうち、日付けの記載が省略されて不明な箇所</p>	13 ページ4行目の日付け 26 ページ13行目の日付け 41 ページ6行目の日付け 42 ページ4行目の日付け 44 ページ4行目の日付け 72 ページ4行目の日付け 73 ページ4行目の日付け 76 ページ4行目の日付け 95 ページ3行目の日付け 100 ページ3行目の日付け 106 ページ3行目の日付け 109 ページ3行目の日付け 119 ページ8行目の日付け 121 ページ4行目の日付け
②	<p>「調査・面接記録、諸会議録」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの</p>	181 ページ上から5番目までの欄 275 ページ1行目 277 ページ上から2番目までの欄 318 ページ上から2番目までの欄 348 ページ不動文字と記載欄1行目 350 ページ1-2行目 375 ページ3行目 388 ページ21行目
③	<p>「通知文等」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの</p>	141、144、146、214、215、389、 417 ページ

※ ページと行の数え方については本件処分に従った。